

賃金等の変動に対する工事請負契約約款第25条第6項 (インフレスライド条項)の適用について

光市入札監理課

このことについて、次のとおり適用することとしましたので、お知らせします。

1 インフレスライドの内容

次の対象工事の受注者は、工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)の定めに基づき、残工事1%を超える額について、賃料等の変動に対する請負代金の額の変更を請求することができます。

2 適用対象工事

インフレスライドの請求ができる工事は、以下の条件を満たす工事とします。

- (1) 入札公告又は指名通知後、工期末までに、賃金水準の変更がなされた工事。
- (2) 残工期が基準日から2ヶ月以上ある工事。

3 請求日及び基準日等について

- (1) 請求日：発注者又は受注者が請負代金の額の変更の協議(スライド協議)を請求した日とします。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とします。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とします。

4 受注者からの請求

請求の意向がある場合は、別添様式(運用マニュアル掲載)により協議を行ってください。

なお、様式及び運用基準等については、光市入札監理課のホームページに掲載しています。

5 請負代金の額の変更

賃金等の変動による請負代金の額の変更額(スライド額)については、次の方式により算出します。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)] \quad (\text{増額スライドの場合})$$

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1 / 100)] \quad (\text{減額スライドの場合})$$

$S_{\text{増}}$ 、 $S_{\text{減}}$ ：スライド額

P_1 ：請負代金の額から基準日における出来形部分に相応する請負代金の額を控除した額

P_2 ：変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

6 その他

別紙2「技術労働者への適切な賃金水準の確保に関するお願い」に留意してください。